

北海道科学大学短期大学部授業料減免対象学生の選考内規

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）授業料減免規程第6条の規程による授業料の減免対象学生の選考に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(選考対象者)

第2条 授業料減免規程の申請要項に基づき、同規程第3条に定める申請資格要件を満たした者を、選考対象者として取り扱う。

(選考学生定数)

第3条 選考する学生数は、選考対象者の学年（1年次、2年次）から各々10名以内とする。

2 学科学年の申請状況によっては、選考学生の総定数（20名）以内で各学年の選考学生数を調整できるものとする。

(選考方法)

第4条 授業料減免学生選考委員会（以下「学生選考委員会」という。）は、授業料減免規程第3条別表1に定める家計基準額以下で、申請者の家計支持者の給与収入又は所得の低い者から順次選考する。

2 選考学生定数の制限又は所得等の順位付けで選考し難い場合は、選考委員会において協議の上、選考学生を決定するものとする。

(申請事務)

第5条 授業料減免申請に関する事務手続き及び選考審査資料の作成は学生課がこれにあたる。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、学生選考委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この内規は、平成23年5月1日から施行する。なお、この内規の制定に伴い北海道自動車短期大学入試前予約採用授業料減免に関する予約採用候補者の選考取扱内規は、平成23年度末をもって廃止する。

1 この内規による授業料減免学生の選考は平成24年度入学生から適用する。

1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成27年4月1日から施行する。

1 この内規の改正は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前入学生については、なお従前の例による。

1 この内規の改正は、2019年4月1日から施行する。